

### 第3回 山形県景観形成審議会議事録

- 1 日 時 令和5年3月24日(金) 15時00分から16時40分
- 2 場 所 山形県自治会館401号室
- 3 出席委員 齋藤委員、山畑委員、高澤委員、本間委員、水戸部委員、  
山科委員、山崎委員、熊坂委員、近野委員 町田委員(計10名)
- 4 議事録署名委員 山崎委員、山科委員
- 5 議 事  
○諮問事項 (なし)

#### ○報告事項

- (1) 山形県屋外広告物条例に係る規制について 【資料1】
- (2) 山形県景観形成審議会景観審査部会の案件について 【資料2】
- (3) やまがたの誇れる景観魅力発信事業について 【資料3】

#### 議 事

##### (事務局)

これから議事に入ります。

議事については、山形県景観形成審議会条例第5条第2項の規定により、会長が議長になるとされておりますので、齋藤会長に議長をお願い申し上げます。

齋藤会長、よろしくお願いいたします。

##### (齋藤議長)

最初に、本日の議事録署名委員2名を私からご指名申し上げます。

山崎委員、山科委員

以上の両委員をお願いいたします。

##### (山崎委員)(山科委員)

[了承]

##### (齋藤議長)

それでは、まず報告事項について審議いたします。

山形県屋外広告物条例に係る規制について、事務局の説明をお願いいたします。

##### (事務局)

～山形県屋外広告物条例に係る規制について(資料-1)を説明～

##### (齋藤議長)

皆様方にも事前に概略の説明はあったかと思えます。

案件ごとに事情が異なりますので、細かい事情を知らなければ、なぜあちらは良くてこちらはダメなのかということが発生してきます。そのようなことには丁寧に説明していくということですね。

(山畑委員)

猶予期間について、耐用期間はどのように説明されて納得いただいたのか教えていただきたいです。

(事務局)

耐用年数につきましては、減価償却資産の耐用年数に関する省令がございます。

そうしたものを参考に、耐用年数を定めて説明させていただいている状況です。

ちなみに建物に附属するものの場合、金属製であれば18年、それ以外のものは10年、いわゆる建植広告といわれる自立型の工作物は、金属製のものが20年、その他が10年と取り扱いをしております。

(齋藤議長)

次の2つ目の報告事項は、山形県景観形成審議会景観審査部会の案件について、事務局より説明お願いいたします。

(事務局)

～山形県景観形成審議会景観審査部会の案件について(資料-2)を説明～

(齋藤議長)

審査部会部会長の山畑委員より何かありますか。

(山畑委員)

第1案件と第3案件は、従来もあったような案件で配置や色彩等の他、樹木のその後の維持保全の計画についても配慮いただきたいということを書かせていただき、それに対して最大限配慮いただいたという状況です。第2案件については、そもそも寒河江市の施設の要求水準が適合していないということがあり、これに対して最大限を配慮していただき、その他の市町村において今後同じことがないように研修等を実施していただいたという状況です。

(齋藤議長)

眺望面を超えるということは、建物をセットバックしたり、高さを下げることが具体的な対応となるが、第3案件は高さを変えたことが分かったが、第1案件、第2案件については高さ等を変えていない、どのように解釈すればよいですか。

(事務局)

今回眺望面超えるということで、この審査事務を行っている総合支庁では景観全体との

調和の判断がなかなか難しいため、部会に諮らせていただいたものです。

第1案件と第2案件については、調和をとるために植栽や色彩の計画は、高さを抑えることが難しいものですが、適切な規模で既に計画がなされており、植栽や色彩での対応が限界となっております。県からの景観的配慮事項としての意見を出したものに対して、その主旨にそった対応がなされていれば、認めている状況です。

(齋藤議長)

要するに、行政的に対応が難しいので、専門家に意見を仰いだということですね。そうすると第3案件は高さを抑える変更をしているので、このような事業者は公表すれば、他の事業者への参考となるので、表彰や公開制度してはいかがか。

(事務局)

今回の届出に対して、県からの意見を理由に計画が見直されたものか分かりませんが、他の2件と比較しても高さがかなり高く、周辺の果樹園の状況等もふまえて総合的に判断れて見直したものと思われます。表彰や公開等についてですが、審査状況等については、これまで公表しておりません。事業者への確認等も含め、今後公表すべきか内部で検討させていただきます。

(齋藤会長)

高さを抑えたことによって眺望面を超えなくなったわけでは無いのですか。

(事務局)

はい。

(水戸部委員)

眺望面を超えている時点で適合しないのを、やむを得ない事情があつて、それでも他の部分で配慮されていればよいという判断をされたということなのですが、やむを得ない事情というのはどういったことなのか具体的に教えていただきたいです。

(事務局)

やむを得ない事情の判断としましては、なぜその場所でなければならないのか「立地」に係る合理的な説明をいただき、次に「高さや面積等の規模」や「敷地内の配置の合理性」を説明いただいた上で、事務局として説明できるようであれば、部会に相談させていただいております。

(齋藤議長)

高澤委員は専門家の立場からやむを得ない場合ということに対してご意見をお願いします。

(高澤委員)

やむを得ない事情については、審査している方のご苦勞を感じました。前回審査部会の

際に、第1案件のその後の報告があったので、分かりやすかったこともあり、今後も、第2案件、第3案件についても、その後の状況を御報告いただければと思います。

(齋藤議長)

それでは、3つ目のやまがたの誇れる景観魅力発信事業について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

～やまがたの誇れる景観魅力発信事業について(資料-3)を説明～

(齋藤議長)

皆様方の専門に近い内容かと思えます。何かご意見お願いします。

(山科委員)

3点、質問です。

Instagram フォトコンテストの季節賞について、いいね数が沢山つけば必ずしも「よい」とは言えないのではないかと思います。例えばフォロワー数が多い人が必然的に多くつくので、今の選定方法以外何かないのでしょうか。

巡回写真展について、場所の選定方法はどうかされていますか。三川町のアトク先生の館はあまり人が来ず、若い人は三川イオンや道の駅に立ち寄ることが多いので、多くの人の目に触れる場の方が、効果が見込めるのではないかと思います。

フォトコンテストについて写真だけが対象ですか。Instagram ではリールとか動画が主流となっているので、動画についても写真展で、プロジェクターや iPad 等で流すことで目に触れる機会が多くなり、認知度が上がるのではないかと思います。

(事務局)

「いいね」数が多いものは、フォロワー数の多い方となり、必ずしも良い作品とはいえない場合があることは事務局でも感じています。このため、抽選で決定するラッキー賞を3点設けております。

写真展の場所の選定については、今年度から希望する市町村に対し備品を貸出しています。事務局も限られた人数で多くの新規事業を行っていることから、市町村の御協力を受けながら実施しており、場所の選定は市町村で決めております。道の駅については県土整備部でも関わりがあるので、今後、実施に向けて声がけをしたいと思えます。

フォトコンに関しては、ムービーも対象にしています。冬期については蔵王の樹氷の動画が選ばれました。動画は使える場面が限られているのですが、写真も含め素材としてストックしており、庁内から提供依頼がある場合は、様々な部署に提供しています。

(熊坂委員)

景観出前授業についてとてもいい取組みだと感じました。先生はどのような方がどのような形で景観の話をしているのか、広告景観コンテストについて、どのような審査で選定

されているのか教えていただきたいです。

**(事務局)**

景観出前授業は、当課の景観担当の職員が行っています。「景観」のもつ意味や、景色と景観の違い、どのような景観が印象に残っているのか、生徒自らの身近にある景観を探し、最後は県内各地で地域づくりの取り組みをしている人達を紹介するという内容です。

この事業の背景には、各地域で過疎化や高齢化等で景観を保全する人々が減少している状況があります。学校側のニーズに合わせた景観を紹介し、学校の近くにあるビューポイントを訪れて地域の景観を実際に見てみるという事を行っています。

広告景観コンテストについては、審査員による個別審査の後、審査員全員で協議により選定する流れです。

具体の審査基準としましては、「広告物が建物の周囲に調和しているか」が、一番大きい所で、「デザインがその場所の魅力を引き立て、人々にも親しみを感じさせるか」、「景観地域づくりとしてその地域への貢献度と、何かそこに変化をもたらしているか」を評価基準の方に加えております。

**(齋藤議長)**

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

**(近野委員)**

景観物語のガイドブックを製作する予定について、その発売時期と部数、そして販売に結びつけるかどうかお聞きしたいです。

また、景観出前授業について次年度の開催予定と、教育委員会の方から要請があったものでしょうか。

**(事務局)**

ガイドブックの製作は、著作権は事業者側にあるため、必要部数だけ県に納品いただき、それ以外のものは一般に市販いただく予定です。初版で2000部以上は制作してもらいたいと考えています。

景観出前授業は、今年度は、個別に一本釣りで小学校を決定し、開催しました。来年度は、今年度の実施状況を県の教育庁に説明したうえで、市町村教育委員会を通じて、県内の小学校すべてに意向調査をかけさせていただきました。その結果、大江町、南陽市、米沢市から手があがりました。

**(山崎委員)**

様々な取り組みを今年度実施されて、県民の方も景観への意識が高まってきているのではないかと感じます。

その中で、ホームページやInstagramなど様々な媒体がある中で、それぞれの媒体ごとに、景観物語のロゴがバラバラになっているようですが、個人的な意見としては、ロゴに一昔前の雰囲気が漂っており、もう少し洗練されたものを作って使用されると、より一層、

事業が浸透していくのではないかと思います。

もう1点ですが、山形広告景観コンテストですが、こちらの広告景観デザイン部門はどのような方々からの応募があったのか気になりました。芸工大のグラフィックデザイン学科も中心になっているような気がします。また、この賞では、その先にこれが実現されるのか、賞金は与えられるのかはこのチラシでは見えてこなかったので教えてください。

#### (事務局)

ロゴにつきましては、ホームページの刷新に合わせて新しいロゴが、間もなく公開される予定です。

広告景観コンテストは、県単独の予算ではなく、実行委員会のメンバーの方々から予算を持ち寄っていただき、長く続けるため最小限の予算で実施しています。賞金はなく、賞状をお渡ししています。

広告景観デザイン部門の参加者は、芸工大グラフィックデザイン学科が中心となり、山大からも数点応募がありました。一般の方からは少ない状況です。

ここで選考されていない作品の中にも、非常にユニークで考えもしないような提案が沢山あり、表彰式では全て張り出してご紹介いたしました。

#### (本間委員)

この魅力発信事業については、大変充実してきていると思って、本当に皆さんの日頃からの活動が目に見えるような感じがしています。

あと年代別にその景観の魅力を発信するというので、出前授業であれば子供、まち歩きであればシニア場等、フォトコンなどで言えば若年層という形で幅広く浸透できるような活動になっており、すごくいいなと思います。

やまがた景観物語の新しい選定ビューポイントについて、以前までは季節を感じられるというような季節限定の場所はセレクトされていみせんでしたが、今回からは桜が綺麗な場所や、イチョウ並木が綺麗な場所等、四季を通じて楽しめるポイントがたくさんセレクトされていて個人的には嬉しいなと思っています。

年齢別に浸透できるような活動はすごくいいなと思いましたが、作成されるガイドブックやホームページなどを作るときは、シーン別のおすすめがあると面白いと思います。

例えばファミリー、デート、お一人様、バリアフリーで行けるような場所などで分類すると観光客向けなどにもすごく使える情報になると思います。

そういったところも今後、いただければなと思っています。

#### (事務局)

ガイドブックは、その内容により事業成果が大きく変わります。なるべく多くの人に手に取っていただきたいと考えており、今のシーン別というのはとても参考になります。ありがとうございます。

#### (齋藤議長)

ガイドブックの写真はすべて応募者からの作品ですか。

### (事務局)

応募いただいた写真や委託業者が撮影したものを使用することとなります。

### (水戸部委員)

来年度、大江町で景観出前授業を開催いただけること、本当にありがとうございます。

魅力発信事業そのものではないのですが、ビューポイントにたくさんの人が行かれた時に、その場所の景観ががっかりする方向に変わることがないように、市町村等にご指導いただければと思います。

今、関わっている事業で大江町の百目木地区は、数年5年で3回と水害が非常に頻発しており、おそらく他のビューポイントも、災害が頻発しているので復旧が必要な場所があると想像され、景観がどんどん変わっている場所もあるのかなと想像されます。

なかなか景観事業としてお金をかけていくことは難しいとしても、事業を行う上で、少し景観に配慮して少し予算が掛かり増ししたりしても、地域住民や景観を観に訪れた観光客の方には、嬉しいだけですので、景観に対する配慮があるといいのかなというのを感じているところです。

また小さい自治体は土木の専門家がおりません。特に、堤防を設計できる専門家がおらず、大規模な土木事業との調整となった時に、外部の力を借りなければならない状態です。大江町も文化財関係の方から紹介していただいた東京の先生方に入ってください調整している状況です。山形県は人材も豊富で、土木の専門家の方々もいらっしゃると思いますので、小さい市町村でこのような景観関係の大きな調整があったときに、ぜひ土木などの専門知識を持った方のお力をお借りできますと、非常にありがたいと感じております。

### (齋藤議長)

土木の景観デザインを推進するために、土木学会の景観・デザイン委員会があります。

河川護岸のデザインについても表彰しているので、ホームページに掲載されている事例をご覧ください、問い合わせいただくと良いかと思います。

### (高澤委員)

このように魅力発信事業に積極的に取り組まれていて非常に素晴らしいと思います。

一方で一般市民や観光客以外にも、景観づくりにインパクトを持つ方への発信も重要なのではないかなと思います。米沢市の景観形成審議会では、観光施設で観光事業者の方が改めて景観を知る機会を設けたらどうかというような議論になりました。

今、官公庁で高付加価値化事業があり、観光分野でハードにも使える補助金があります。

県内では天童温泉で、滝の湯周辺は変化していると思います。観光事業者等も含めて、その景観形成の意識を変えていくということも非常に重要と考えています。

また、現在、建築デザイン学科3年生向けの景観デザイン論で、周辺のビューポイントを訪れてレポートを提出させています。ただやはり車を持ってない学生はなかなか辿りつけない方もいる状況でした。ガイドブックにはここには公共交通機関で行けるとか、徒歩

で行けるという情報があるとよいと思います。

**(事務局)**

大変参考になりました。ありがとうございます。

高付加価値化の事業等につきまして、まだ県内の事例は少ないと思いますが、情報収集に努めてまいります。

ビューポイントには、車でなければ行けない場所が大半です。ご指摘の公共交通機関で行ける場所については、ガイドブックに掲載したいと思います。

今回、箇所が増えたことにより、既存のビュールートを見直し、1日コースやテーマを持ったコースみたいなものを検討しております。

**(町田委員)**

魅力発信事業については、頑張ってください私も楽しみに見ていきたいと思っています。

**(齋藤議長)**

ありがとうございました。全体を振り返り、何かご意見はありますか。

ないようですので、本日の議論を終了いたします。

どうもありがとうございました。

**(事務局)**


それでは、この報告事項につきましては、一通りご意見ちょうだいしたということで終了したいと思います。

以上を持ちまして、第3回山形県景観形成審議会を終了いたします。


(了)

令和5年3月24日

議長

齋藤 潮 

議事録署名人

山崎 香菜子 

議事録署名人

山科 沙織 